

# 第 7 1 回 横浜市港湾審議会

〔議題〕

- 1 横浜港港湾計画の輕易な変更
- 2 令和5年度港湾環境整備負担金  
の負担対象工事の指定

1

## 【議題1】

横浜港港湾計画の輕易な変更

2

# 軽易な変更の諮問書(写)

港湾政第 374 号

令和 5 年 12 月 22 日

横浜市港湾審議会

委員長 川嶋 康宏 様

横浜市長 山中 竹春

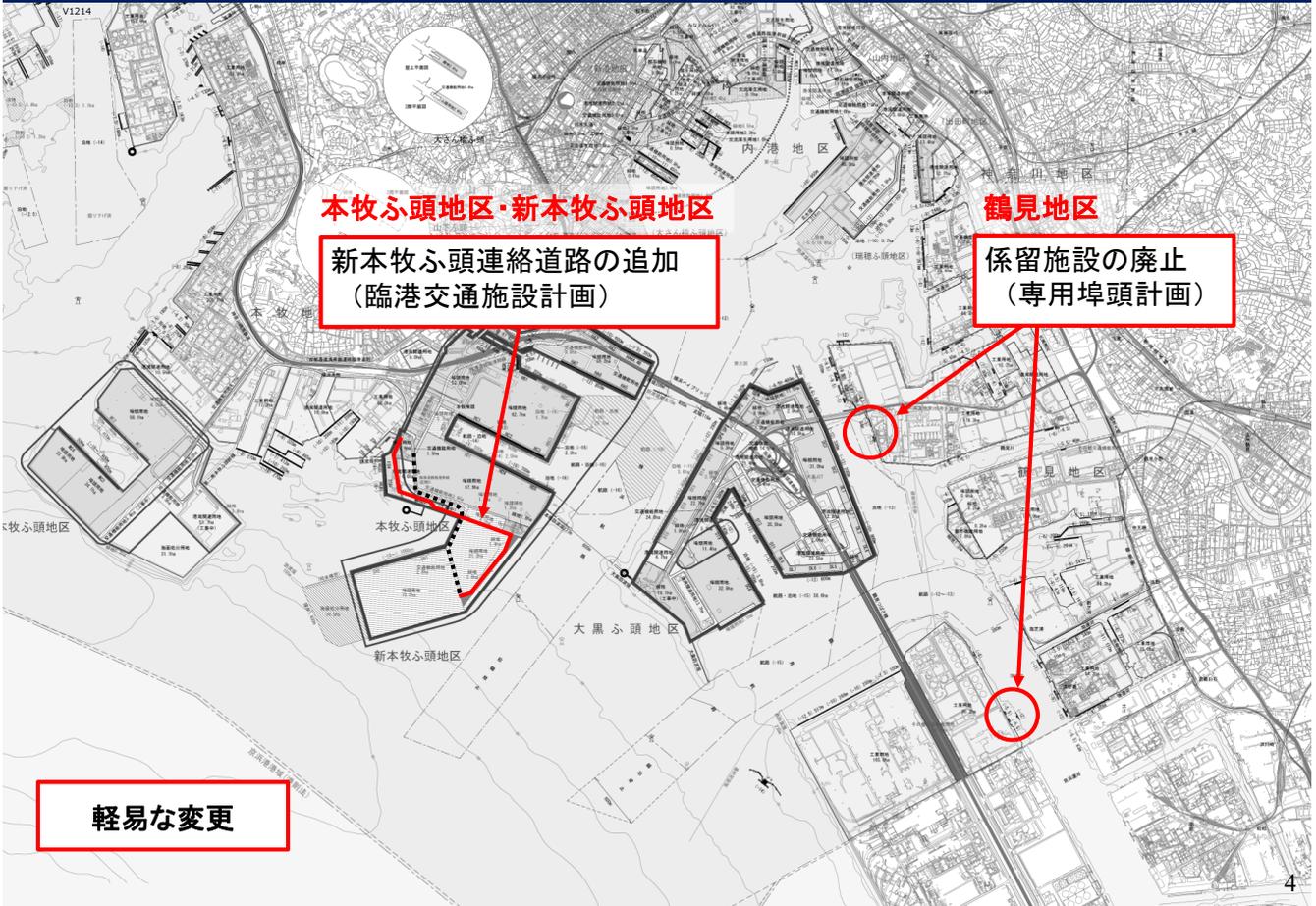


横浜港港湾計画の軽易な変更について (諮問)

横浜市港湾審議会条例第 2 条の規定に基づき、横浜港港湾計画の軽易な変更について、貴審議会の意見を求めます。

3

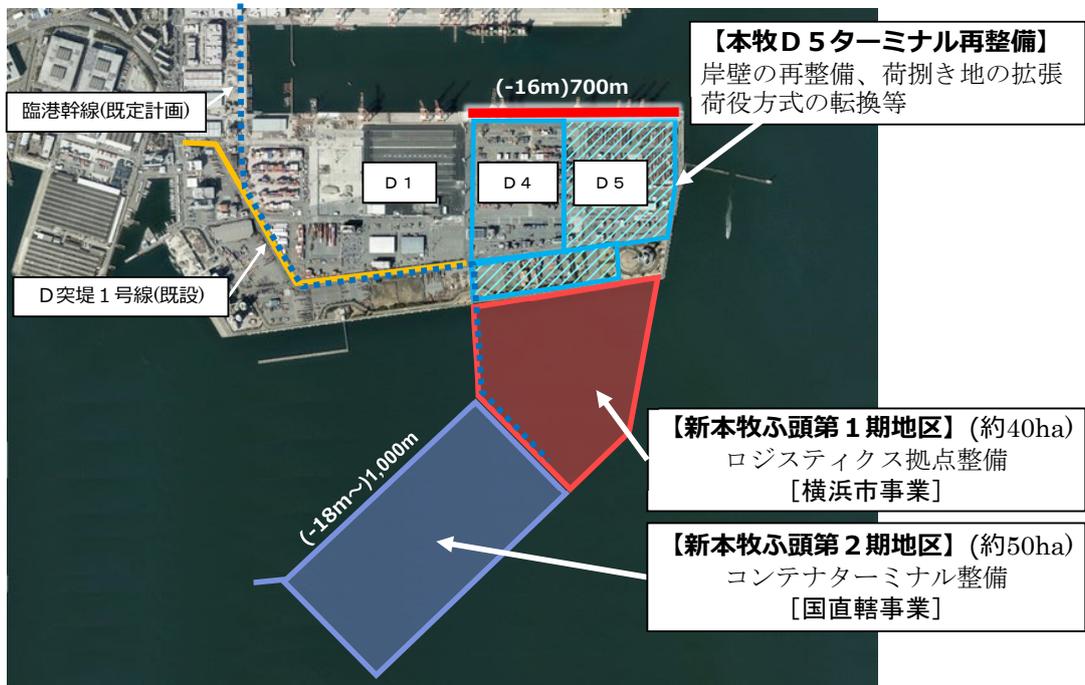
## 横浜港港湾計画の主要な変更案件



4

## 本牧ふ頭D突堤再整備と新本牧ふ頭の整備

- 本牧ふ頭では、D5コンテナターミナルについて、岸壁の再整備、荷捌き地の拡張、荷役方式の転換等に着手しており、令和7年度の供用を目指している。
- 新本牧ふ頭は、令和3年度から埋立を開始しており、市施行の第1期地区はロジスティクス拠点、国施行の第2期地区は大水深・高規格のコンテナターミナルを整備する予定である。



5

## 本牧ふ頭D突堤・新本牧ふ頭周辺の既定道路計画の考え方

- 既定計画では、臨港幹線の高架道路は、D突堤基部で地上のD突堤1号線に合流することとなっている。
- D突堤1号線は、本牧ふ頭D1・D4・D5、新本牧ふ頭コンテナターミナル及びロジスティクス拠点の交通を全て処理する計画となっている。



6

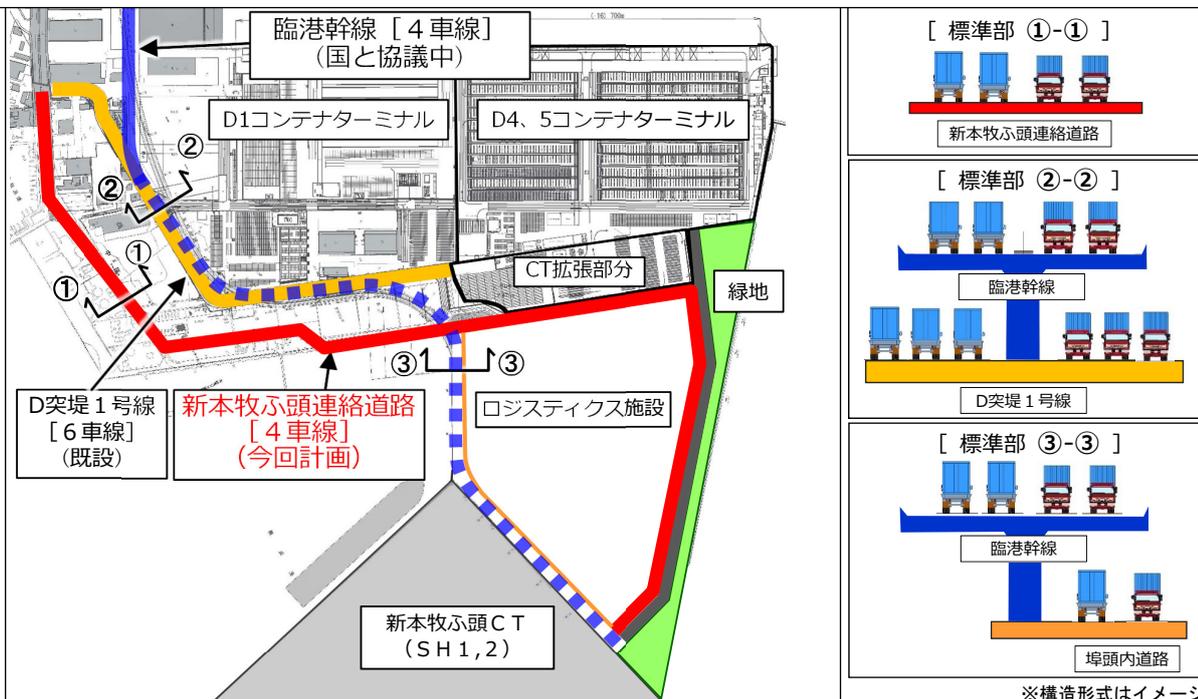
## 本牧ふ頭D突堤・新本牧ふ頭周辺の既定道路計画の課題

- 既定計画では、新本牧ふ頭が本格的に稼働した際に、コンテナターミナル及びロジスティクス拠点の交通が本牧ふ頭D突堤1号線及びD埠頭入口交差点に集中し、混雑が生じる可能性がある。
- 本牧ふ頭D1・D4・D5コンテナターミナル、新本牧ふ頭コンテナターミナル、ロジスティクス拠点の3つの交通を各々分離して処理することが必要である。



## 新本牧ふ頭連絡道路計画

- 臨港幹線(区間D)を新本牧ふ頭までの高架構造として計画し、新本牧ふ頭コンテナターミナルの交通を処理することを国と協議中である。
- D突堤1号線は、現状のまま、引き続き本牧ふ頭D1・D4・D5の交通を処理する。
- 新本牧ふ頭のロジスティクス施設、海釣り施設、横浜港シンボルタワー及び新本牧ふ頭に整備する緑地へのアクセス路として既存道路を拡幅・線形改良を行い、新本牧ふ頭連絡道路として計画する。



※構造形式はイメージ

## 【横浜港】計画変更の内容【新本牧ふ頭連絡道路】

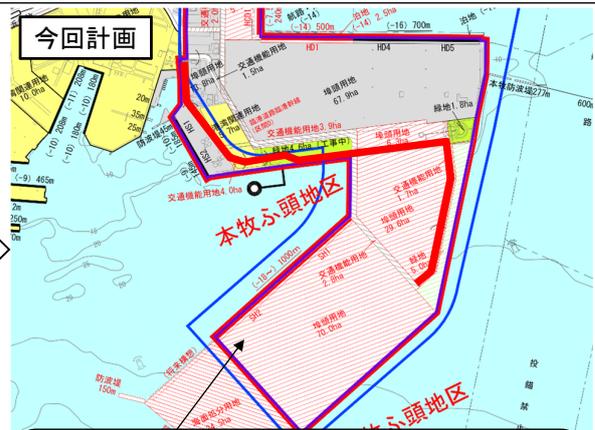
- 本牧ふ頭と新本牧ふ頭の両ふ頭の円滑な交通の確保及び新本牧ふ頭へのアクセスを向上させるため、新本牧ふ頭連絡道路を計画する。
- 併せて、土地利用計画を変更する。



【臨港交通施設計画】

【土地利用計画】

○本牧ふ頭地区		
埠頭用地	269ha	【既定計画】
港湾関連用地	7ha	【既設】
交通機能用地	9ha	【既定計画】
緑地	8ha	【既設(工事中)】
○新本牧ふ頭地区		
埠頭用地	101ha	【既定計画】
交通機能用地	3ha	【既定計画】



【臨港交通施設計画】

臨港道路 新本牧ふ頭連絡道路  
 起点 本牧ふ頭D突堤基部  
 終点 新本牧ふ頭内 4車線【新規計画】

【土地利用計画】

○本牧ふ頭地区		
埠頭用地	267ha	【既定計画の変更計画】
港湾関連用地	6ha	【既設の変更計画】
交通機能用地	13ha	【既定計画の変更計画】
緑地	6ha	【既設の変更計画】
○新本牧ふ頭地区		
埠頭用地	100ha	【既定計画の変更計画】
交通機能用地	5ha	【既定計画の変更計画】

## 【専用埠頭計画】横浜事業所の概要(シェルブリカンツジャパン株式会社)

- 原油および燃料油の輸入のため、1961(昭和36)年、横浜事業所前面にスーパータンカーバースを整備した。
- 原油および燃料油は海底配管により横浜事業所に送られていた。[旧昭和シェル石油横浜事業所]

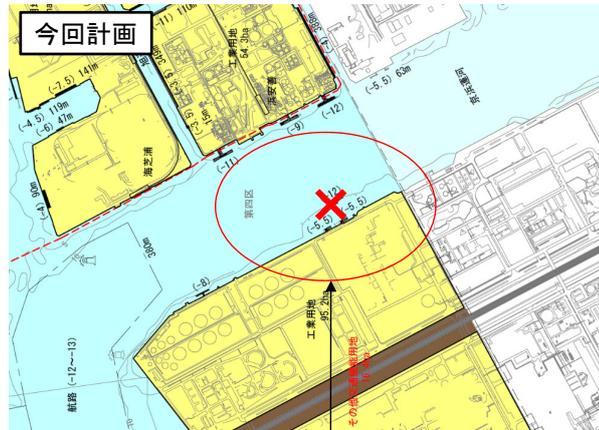


## 【専用埠頭計画】計画変更の内容(シェルブリカンツジャパン株式会社)

- スーパータンカーバースは1996(平成8)年以降使用停止しており、潤滑油製造のための原料油の搬入及び製品の出荷については、既存バースもしくは陸路で対応している。
- 老朽化が進み、今後使用する予定が無いことから、スーパータンカーバースを廃止する。
- 廃止したスーパータンカーバース及び海底配管については、事業者により今後撤去する。



スーパータンカーバース(ドルフィン)(-12m)



【専用埠頭計画】(鶴見地区)

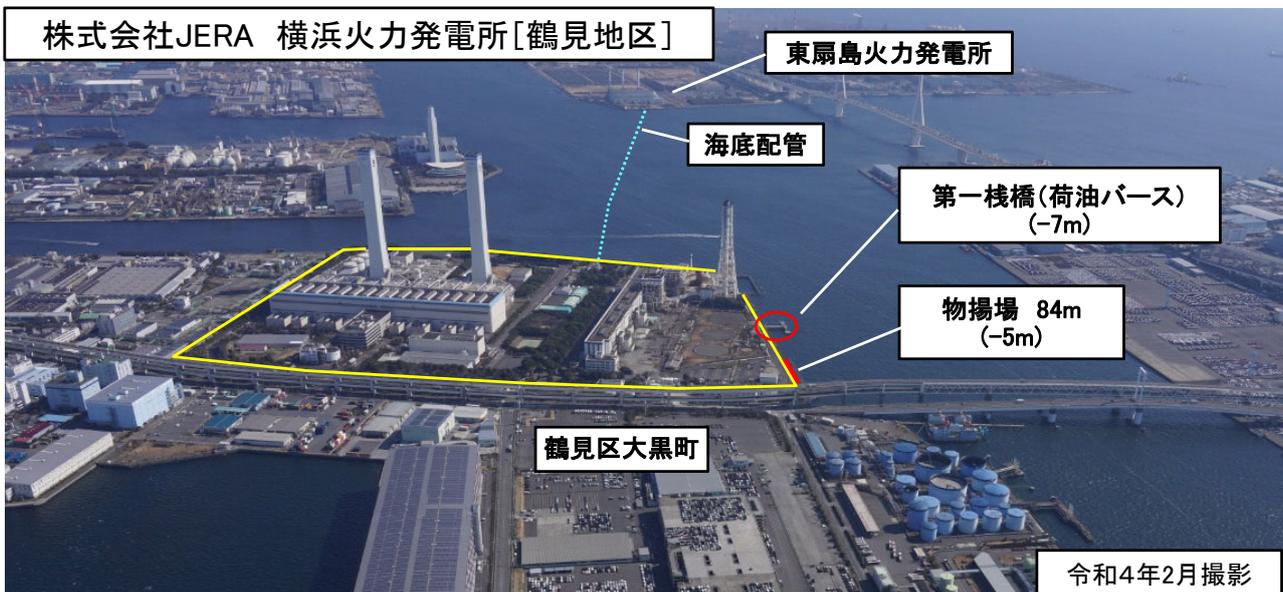
水深12m ドルフィン1バース (係留施設の廃止)

11

## 【専用埠頭計画】横浜火力発電所の概要(株式会社JERA)

- 横浜火力発電所は首都圏の電力を賄うため、1962(昭和37年)に供用を開始した。
- 当初は燃料に重油や原油を使用していたが、1984(昭和59年)からLNGへ順次転換している。
- LNGは海底配管により東扇島火力発電所から供給を受けており、船舶による燃料供給は行っていないため、係留施設は2013年(平成25年)より使用停止している。

株式会社JERA 横浜火力発電所[鶴見地区]



12

## 【専用埠頭計画】計画変更の内容(株式会社JERA)

- 係留施設は、老朽化が進み、今後使用する予定が無いことから廃止する。
- 廃止した係留施設については、事業者により今後撤去する。



第一棧橋(ドルフィン)(-7m)



物揚場(棧橋)(-5m)



### 【専用埠頭計画】(鶴見地区)

- 水深7m ドルフィン1バース (係留施設の廃止)
- 水深5m 延長84m 物揚場 (係留施設の廃止)

13

## 【議題2】

# 令和5年度港湾環境整備負担金の 負担対象工事の指定

## 環境整備負担金の諮問書(写)

港湾港第 516 号

令和 5 年 12 月 22 日

横浜市港湾審議会

委員長 川嶋 康宏 様

横浜市長 山中 竹春



令和 5 年度港湾環境整備負担金の負担対象工事の指定について（諮問）

横浜市港湾環境整備負担金条例（昭和 55 年 3 月横浜市条例第 8 号）第 4 条第 1 項の規定により港湾環境整備負担金の負担対象工事の指定をするにあたり、同条例第 12 条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

15

## 港湾環境整備負担金について

○臨港地区又は港湾区域に存する一定規模以上の事業場に係る事業者には、港湾の環境整備に資する工事に要した費用の一部を負担いただくもの

（負担対象事業者）

臨港地区又は港湾区域にある工場又は事業場の敷地面積の合計が10,000㎡以上の事業者

工事の種類	工事が実施された場所	負担の割合
港湾環境整備施設（緑地）の建設又は改良の工事	内港地区	1 / 16
港湾環境整備施設（緑地）の維持の工事	大黒ふ頭地区 本牧ふ頭地区 内港地区 他	1 / 2 1 / 8 1 / 16
港湾における漂流物の除去その他の清掃（海面清掃・沈船処理）	横浜港港湾区域内	1 / 2

16

# 港湾環境整備負担金の負担対象工事 位置図



17

## 「港湾環境整備施設の建設又は改良工事」の例

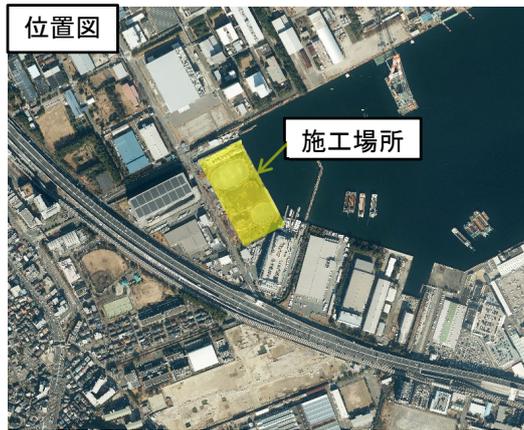
### ・赤レンガパーク緑地護岸補修工事



18

## 「港湾環境整備施設の維持の工事」の例

### ・杉田臨海緑地の草刈



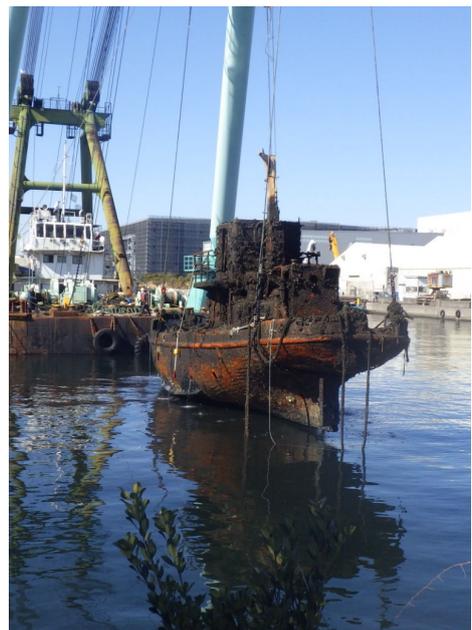
19

## 「港湾における漂流物の除去その他の清掃」の例

### ・海面清掃



### ・沈船処理



20

## 負担金額の算定について

○全対象事業者の負担額の合計は、**約8,534万円**となる見込み  
 (※対象事業者の1㎡あたりの負担額単価は例年どおり4.4円)

工事の種類	工事に要した費用 (円)	負担割合	負担対象額 (円)	負担額 (円)
港湾環境整備施設の建設又は改良の工事	111,288,100	1/16 (内港地区)	6,955,506	4,801,899
港湾環境整備施設の維持の工事	277,289,695	1/2・1/8・1/16 (大黒心頭地区・本牧心頭地区・内港地区 他)	24,718,135	17,443,578
港湾における漂流物の除去その他の清掃	179,387,760	1/2 (横浜港港湾区域内)	89,693,880	63,097,019
<b>合計</b>	<b>567,965,555</b>		<b>121,367,521</b>	<b>85,342,496</b>

事業場面積の割合を乗じて算定

### 単価推移(円)

H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	<b>4.4</b>